

郵送による許可申請における留意点

R6(2024). 4.1 改訂

郵送で産業廃棄物処理業の許可申請（新規・更新・変更）を行う場合は以下の点にご留意ください。

1 対象手続等

- 産業廃棄物収集運搬業許可申請、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請
- 産業廃棄物処分業許可申請、特別管理産業廃棄物処分業許可申請
- * 業者の本社所在地（個人事業主の場合は住所）が茨城県外の場合に限り、郵送申請が可能です。

2 事前予約（必須）

- 郵送する前に、必ず電話で予約をとってください。
 - 【予約先】茨城県産業廃棄物処理業許可申請等受付会場（茨城県開発公社ビル 2階）
（年末年始除く平日の 9:30～17:00 まで 電話 029-291-7315）
 - 【予約時期】新規・変更：随時予約可能 更新：現在の許可期限日の3か月前の日から可能

3 郵送時期等

- 【郵送時期】申請手数料の納付方法により次のとおり送付してください。
 - * 収入証紙の場合：予約した日の3日前まで（必着）
 - * 電子納付の場合：予約した日の5日前まで（必着）
- 【郵送先】〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
茨城県県民生活環境部廃棄物規制課 産業廃棄物処理業許可担当
電話 029 - 301 - 3033

【送付部数】

区分	新規	変更	更新
産業廃棄物収集運搬業	2（正1、副1）	2（正1、副1）	2（正1、副1）
特別管理産業廃棄物収集運搬業	2（正1、副1）	2（正1、副1）	2（正1、副1）
産業廃棄物処分業	4（正1、副3）	4（正1、副3）	2（正1、副1）
特別管理産業廃棄物処分業	4（正1、副3）	4（正1、副3）	2（正1、副1）

- * 許可期限までの時間が短い場合は、送付前にご相談ください。
（書類に大きな不備がある場合は、受付ができない場合もありますのでご了承ください。）
- * 正本はフラットファイルに綴ってください。また送信用封筒には「許可申請書」在中と明記してください。
- * 副本1部は県の受付印を押印して返送しますので、レターパック又は必要分の切手を貼り付けた簡易書留封筒等を必ず同封願います。

4 申請手数料

以下のいずれかの方法により納入してください。

区分	納付手順
収入証紙で納付	許可申請書にあらかじめ用意した茨城県収入証紙を申請書第1面の裏に貼付けして送付。
電子納付【郵送申請に限る】 （クレジットカード又はペイジー）	許可申請書を県に送付した後、県から手続きの案内メールが届いた後、これに従い納付。

- * 収入証紙の購入先は次のとおり
 - （一社）茨城県産業資源循環協会（茨城県開発公社ビル 4F）
http://www.ibaraki-sanpaikyo.or.jp/?page_id=20121
 - 茨城県生活協同組合（茨城県庁 2F）
<https://www.fureai-iks.com/page/page000022.html>
 - その他、各収入証紙売りさばき所はこちらをご覧ください。
<https://www.pref.ibaraki.jp/kaikei/kaikanri/chizu.html>
- * 電子納付については以下の「いばらき電子申請・届出サービス」をご利用いただきます。
https://apply.e-tumo.jp/toppage-ibaraki-t/top/municipalitySelection_initDisplay
【システムの操作に関するお問い合わせ先】
固定電話コールセンター TEL 0120 - 464 - 119（フリーダイヤル）（平日 9:00～17:00 年末年始除く）
【電子納付の手順】
<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/haitai/fuho/fuho-toki/documents/denshinouhumanual20240304.pdf>